

鬼怒川地域森林計画変更の概要

変更計画事項

1 林道の開設又は拡張に関する計画

計画内容

	開 設	改 良	舗 装
変更前	32,280m	31,990m	34,319m
変更後	9,910m	28,560m	34,319m
増減	22,370m減	3,430m減	増減なし

変更理由

・全国森林計画の変更の方針に合わせ、走行車両の大型化や豪雨の増加傾向等に対応した林道整備を行うため、改良・舗装を重点的に実施する計画に見直した。

2 森林の整備に関する事項

(森林の立木竹の伐採に関する事項：P16) (林産物の搬出方法等：P28)

大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加していることから、林地の保全を図り林地の更新の妨げとならないよう、『主伐に際しては、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえた方法とすること』を追記

(択伐：P16、間伐及び保育に関する基本的事項：P22)

時代に応じた新たな施業に対応するため、択伐・間伐について、『新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課と協議の上、適切な伐採率(間伐率)等で実施すること』とした。

(その他必要な事項：P17)

伐採後の適確な更新を確保するため、市町村森林計画においてあらかじめ適切な更新方法を定め、伐採の権利を有するものは、その更新方法を勘案して伐採を行うものとした。

(造林に関する事項 人工造林に関する指針：P19)

苗木の選定については、低コスト造林と収穫期間の短縮を図るため生長に優れたエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉症対策のため少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の使用を進めることとした。

時代に応じた新たな施業に対応するため、森林所有者は、標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合、林業普及指導員又は市町村の林務担当部課等と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとした。

(造林に関する事項 天然更新に関する指針：P20)

天然更新は不確実性が伴うものであることから、確実な更新を達成するため、天然更新に関する指針として、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとした。

(木材等生産機能維持増進森林に関する指針：P26)

将来の森林資源の持続的な利用の確保を図るため、『木材等生産機能維持増進森林の区域内において林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかであり林道等や集落から近い森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」とし、『特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う』ことを明記。

3 森林の保全に関する事項

(森林の土地の保全に関する事項：P35)

森林の公益的機能の確保を図るため、太陽光発電施設の設置に係る開発については、『太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮する』旨を追記

(保全施設に関する事項：P35～P36)

近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、県民の安全・安心の確保のため、治山事業において緊急かつ計画的な実施を必要とする
荒廃地等を対象とした取組方針を追記